市指定・登録有形文化財（建造物）現況調査等試行業務
受託候補者選定委員会評価基準

１　目的

市指定・登録有形文化財（建造物）現況調査等試行業務の受託候補者を選定するために行う評価について、必要な事項を定める。

２　評価方法

以下に示す項目に基づいて総合的に評価し、受託候補者を１者選定する。

３　評価基準

各選定委員が採点を行い、その平均を提案者の点数とする。

⑴　評価項目及び配点

別紙「選定評価表」に基づき採点を行う。

⑵　評価基準

ア　項目評価点の考え方

㋐　実施体制

①　人材確保

・　業務遂行に必要な人員が確保され、指揮系統が明確に確立された体制となっており、円滑な業務運営が考慮されているか。

②　人材配置

・　業務遂行に必要なスキル及びノウハウを有する人材が配置されているか。

㋑　資料作成能力

企画提案書の資料作成能力

・　的確で分かりやすく、解説等がなくても内容が十分に理解できるか。

㋒　提案内容

①　業務の理解度・実現可能性

・　業務の趣旨を十分に理解し、業務実施スケジュールを含め、実現可能な提案内容であるか。

②　調査書（素案）の有効性

・　仕様書に掲げる業務内容とその趣旨を理解し、調査書（素案）の提案が有効的かつ実用的であるか。

③　試行調査の有効性

・　仕様書に掲げる業務内容とその趣旨を理解し、試行調査の提案が有効的かつ実用的であるとともに、想定する試行調査対象及びその数が適切であるか。

④　業務の目的を踏まえた有効性及び独自性

・　今回の調査の目的を踏まえ、独自提案の内容が有効かつ独自性の高い提案となっているか。

㋓　業務実績

同等又は類似の業務実績

・５点：文化財（建造物）の劣化にかかる調査の企画や実施など、同等又は類似の業務実績がある。

・３点：文化財（建造物）の実態調査など、同等又は類似の業務実績がある。

・０点：同等又は類似の業務実績がない。

㈦　市内貢献

本市の区域内において本店又は主たる事務所を有している。

・５点：市内に本店又は主たる事務所を有している中小企業又は団体等

・３点：市内に本店又は主たる事務所を有している企業

・０点：有していない。

㈧　見積金額

｛（応募者中の最低見積金額）／（応募者の見積金額）｝×１５点

※ 小数点以下は切り捨てる。

イ　減点について

提案内容が本業務における目的を大きく逸脱している場合は、評価しないことがある。

選定評価表

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">評価項目</th><th colspan="5">評価点</th><th rowspan="2">評価点を記入</th></tr>
<tr><th>きわめて良好</th><th>良好</th><th>普通</th><th>やや不十分</th><th>不十分</th></tr>
<tr><td rowspan="2">①実施体制</td><td>人材確保</td><td>１０</td><td>８</td><td>６</td><td>４</td><td>２</td><td></td></tr>
<tr><td>人材配置</td><td>１０</td><td>８</td><td>６</td><td>４</td><td>２</td><td></td></tr>
<tr><td>②資料作成能力</td><td>企画提案書の資料作成能力</td><td>５</td><td>４</td><td>３</td><td>２</td><td>１</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">③提案内容</td><td>業務の理解度・
実現可能性</td><td>５</td><td>４</td><td>３</td><td>２</td><td>１</td><td></td></tr>
<tr><td>調査書（素案）の有効性</td><td>１５</td><td>１２</td><td>９</td><td>６</td><td>３</td><td></td></tr>
<tr><td>試行調査の有効性</td><td>１５</td><td>１２</td><td>９</td><td>６</td><td>３</td><td></td></tr>
<tr><td>業務の目的を踏まえた有効性及び独自性</td><td>１５</td><td>１２</td><td>９</td><td>６</td><td>３</td><td></td></tr>
<tr><td>④業務実績</td><td>同等又は類似の業務実績</td><td colspan="2">５</td><td>３</td><td colspan="2">０</td><td></td></tr>
<tr><td>⑤市内貢献</td><td>本市の区域内において本店又は主たる事務所を有しているか。</td><td colspan="2">５</td><td>３</td><td colspan="2">０</td><td></td></tr>
<tr><td>⑥見積金額</td><td>見積金額</td><td colspan="5">・｛（応募者中の最低見積金額）／（応募者の見積金額）｝×１５点
※　小数点以下は切り捨てる。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">合計（１００点満点）</td><td></td></tr>
</table>